

東京都看護師等修学資金制度の改正について

改正概要

現行制度

申込資格等

申込資格 ①都内の養成施設または大学院に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの

貸与種別	養成施設等		貸与月額	返還免除要件 (従事期間)
	課程	設置主体		
第一種	准看護師		21千円	指定施設(注)で5年 →各貸与月額×貸与月数分免除 ※訪看での勤務は就業4年目から免除対象
	保健師 助産師 看護師	国公立	32千円	
		その他	36千円	
	大学院(修士)		83千円	都内施設で5年 →83千円×貸与月数分免除
第二種			25千円 ×2口まで	なし

返還期間・延滞利率等

返還期間	養成施設→貸与期間と同期間内に返還 大学院→卒業後10年以内に返還
初回返還開始月	4月(卒業の翌月)
延滞利率	年5%

新制度 (R4.4.1~)

申込資格等

申込資格 ①左記のとおり
②都内に居住地を有し、都外の養成施設に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの

養成施設等	貸与月額	返還免除要件 (従事期間)
全ての課程 ・ 設置主体	25千円 (①)	①都内施設で5年勤務 →25千円×貸与月数分免除
	50千円 (①②)	
	75千円 (①②③)	②指定施設(注)で5年勤務 →50千円×貸与月数分免除
	100千円 (①②③)	
		③指定施設(注)で7年勤務 →75千円分×貸与月数分免除
		※訪看での勤務は就業1年目から免除対象

返還期間・延滞利率等

返還期間	25千円、50千円→貸与期間と同期間内に返還 75千円→貸与期間の1.5倍の期間内に返還 100千円→貸与期間の2倍の期間内に返還
初回返還開始月	10月(卒業から6ヶ月後)
延滞利率	年3%

(注) 指定施設：200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等